

令和3年度「ふるさと宮崎ワーキングホリデー」実施業務委託に係る 企画提案競技実施要領

1 事業の目的

都市部の大学生等の若者などが、本県に2週間程度滞在し、働いて収入を得ながら地域住民との交流などを通じて本県の豊かな自然やあたたかな県民性等を体感し、参加者が都市部へ戻った後にも、「新たなふるさと」と感じて本県を応援し、ひいては将来の移住に繋げるなど、都市部から本県への人の流れを創出する。

2 委託の内容

「ふるさと宮崎ワーキングホリデー」実施業務委託仕様書による。

3 契約上限額

4, 134, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ 委託業務に係る全ての経費を含む。

※ 30名の参加者受入を想定した金額であり、これを下回る場合等は減額することがある。

※ 備品の購入など、団体の財産取得となる経費は原則として認めない。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 厚生労働大臣から「有料職業紹介事業」の許可を得ていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (6) 国、県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等

(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(10) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

(11) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 企画提案競技スケジュール

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 公告 | 令和3年6月 3日(木)頃 |
| (2) 質問等の受付期限 | 令和3年6月10日(木) |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和3年6月16日(水) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和3年6月24日(木) |
| (5) 審査結果通知 | 令和3年7月 1日(木)頃 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加の意思表示

参加される場合は、別紙「参加申込書」により申込みをしてください。

- ① 提出期限 令和3年6月16日(木)午後5時まで
- ② 提出先 下記連絡先
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

※ 「誓約書」「課税事業者届出書」「会社概要」の提出もお願いします。
原本は企画書等の提出の際に併せて提出すること。

(2) 企画書等の提出

① 提出書類等(各6部)

ア 企画提案書(各社の提案は、1社1案まで)

※ A4版で1冊にまとめてください。

※ 企画提案書へ記載する内容については、仕様書を御覧ください。

イ 費用見積書

費用内訳を記載してください。金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「ふるさと宮崎ワーキングホリデー委託業務」とします。

② 提出期限等

ア 提出期限

令和3年6月24日(木)午後5時まで(必着)

イ 提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1(県庁本館3階)

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

移住・定住推進担当（担当者：峰）

電話 0985-26-7922

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書類書留に限る）

エ 記載事項

応募団体の概要

- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 代表者職氏名
- ・ 担当者職氏名
- ・ 実施体制

※ 担当者（事務分担する場合はそれぞれの事務と担当者名）の配置や、担当者に対する指揮監督のあり方、事業監督者の配置等を記載すること。

- ・ 担当者連絡先（電話・FAX・電子メール）

実績

委託事業を適切に実施するに十分な実績があれば記載すること。

※ 過去に本県及び他自治体から本委託業務と同等程度の業務を受託し、履行を完了したことがある場合は、その実績について記載ください。

(3) 審査項目

（主な審査項目）

① 参加者募集のための広報活動

事業目標である30名の参加者受け入れを達成するための効果的な広報活動が実施できるか。

② 参加者と受入企業のマッチング

職業紹介を実施するにあたり、関係法令に照らして求人内容の精査を行うとともに、参加者と受入企業のマッチングを円滑に実施できる工夫を行うとともに、実施できる能力を有しているか。

③ 事業実施に係る運営方法

参加者の宿泊場所や交通手段の確保、事業実施中の参加者の状況把握やフォローについて、円滑に実施するための工夫が行われるとともに、能力を有しているか。

④ 適正な事務処理等の実施

参加者や市町村、受入企業との各種連絡調整を行うとともに、各種経費の支払事務や事業の完了報告などの事務処理を遺漏無く処理するための十分な能力を有し、体制を整備しているか。

(4) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(5) 審査結果の通知

令和3年7月1日（木）頃までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

(1) この企画提案競技に係る説明会は、開催いたしません。

企画提案競技に関する質問は、質問票により下記連絡先までFAX又は電子メールにてお願いします。

| | | |
|-------|---|------------------------------------|
| 担 | 当 | 宮崎県 総合政策部 中山間・地域政策課 移住・定住推進担当 峰 |
| F | A | X 0985-26-7353 |
| 電子メール | | mine-daisuke1@pref.miyazaki.lg.jp |

※いただいた質問のうち、すべての応募者に周知の必要があると判断されるものについては、メール又は県庁ホームページ等でお知らせします。

(2) 今回の企画提案競技への応募に要する経費については、応募者の負担とします。

(3) 提出書類については返却しませんので、御注意ください。

(4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合があります。

(5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分

に打合せを行い、業務の目的を達成するものとします。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額する可能性があります。